【生活介護·自立訓練·就労選択支援·就労移行支援·就労定着支援·就労継続支援】

■提出方法

- *手続は大阪市行政オンラインシステムで受付しています。
- *【事前協議】となっているものは、変更日の2か月前の月末まで必要書類を提出し、変更日の前月 15 日までに届出を行ってください。
- *変更後10日以内に、届出を行ってください。
- ※写しの提出に際し、原本証明は不要です。

■提出に必要な書類

- ※内容により異なります。下記を参照してください
- ※添付書類の指定に係る記載事項(付表)については、実施している事業によって異なります。

【生活介護:付表5】【自立訓練(機能訓練):付表6、(生活訓練):付表7】【就労移行支援:付表8】

【就労選択支援:付表 26】【就労継続支援A型·B型:付表9】

	変更する事項	必要書類	留意点
1	事業所の名称	・変更届出書(様式第3号)	①…本市に届出が必要な事業所
		・指定に係る記載事項(付表)	のみ
		・運営規程	
		・業務管理体制に関する届出書(業管第	
		2-1 号) …①	
2	事業所の所在地(移転)	・変更届出書(様式第3号)	①…事業所と協力医療機関との
		・指定に係る記載事項(付表)	位置関係も示してください
		・運営規程	②…移転後も適用となる旨がわ
		・事業所の平面図	かる書類を提出(異動届等)
		・事業所内外の写真	
		• 居室面積等一覧表	*事業所の連絡先(電話番号等)
		・設備・備品等一覧表	にも変更がある場合は、変更届
		· 案内図…①	出書にその旨を記載してくだ
		・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本	さい。
		・建築基準法による建築確認申請、検査	
		済証の写し	
		・防火対象物使用開始(変更)届の写し	
		採光換気証明書(採光換気計算書)	
	「市会力学】	・損害賠償発生時の対応方法を明示する	
	【事前協議】	書類の写し…②	
3	事業所の電話番号、FAX番	変更届出書(様式第3号)	
	号、メールアドレス	・指定に係る記載事項(付表4)	
		157 - M. 6 H 1974 - 27 (14 5) = 1	

5	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が発行されてから、変更届の必要書類一式をまとめて提出してください。(この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)申請者(法人等)の電話番号、	・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書又は条例等 (同一法人が複数事業所を運営している場合は、添付書類は1部で可。変更届出書(様式第3号)のみ事業所ごとに作成してください) ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①	*法人の一体性(継続性)が認められる場合以外は、新規申請 *法人等の名称のふりがなを変 更届出書に明記のこと *申請者の主たる事務所の連絡 先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨を記載のこと ①…本市に届出が必要な事業所のみ
	FAX番号、メールアドレス	・業務管理体制に関する届出書(業管第 2-1号)…①	のみ
6	申請者(法人等)の代表者の氏名及び住所 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が発行されてから、変更届の必要書類一式をまとめて提出してください。(この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)	 ・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書又は条例等…① ・第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…② ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1)…③ 	①…代表者に変更がある場合に 添付 ②…代表者が新たに就任する場 合に添付 ③…本市に届出が必要な事業所 のみ
7	事業所の建物の構造概要及び 平面図(区画)並びに設備の 概要 【事前協議】	・変更届出書(様式第3号) ・変更前及び変更後の平面図 ・変更箇所を撮影した写真 ・居室面積等一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本 ・・・・・① ・建築基準法による建築確認申請、検査 済証の写し・・・② ・採光換気確認書(採光換気計算書) ・・・③ ・防火対象物使用開始(変更)届の写し ・・・・④	*設備概要変更の場合、事前協議が必要です。その後、サービス提供予定日の前月 15 日までに届け出てください。 ①②③④…は建物の増築や、訓練作業室等利用者支援を行う設備の拡充・変更等の場合、添付が必要となることがあります

8 従たる事業所の追加(※) • 変更届連絡票 ①…資格要件の定められている ·変更届出書(様式第3号) 職種分のみ添付してください ※生活介護、就労継続支援 A ・指定に係る記載事項(付表) ②…主たる事業所及び協力医療 型、就労継続支援B型、就労 • 運営規程 機関との位置関係も示してくだ 定着支援を除く ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 • 組織体制図 ③…対象者を特定する場合は必 ※従たる事業所の廃止につい ○従業者の資格を証明するものの写し…① ては、設備等に変更がない場 ○平面図 ④…定員及び定員区分が変わる ○事業所内外の写真 合、○印の提出書類を一部省 場合に必要 略できます。(従たる事業所の · 居室面積等一覧表 廃止のみの届出に関して事前 • 設備 • 備品等一覧表 *従たる事業所の追加により、サ 協議は不要ですが、本体施設 ○案内図…② ービス管理責任者の配置が新た の設備等の変更も伴う場合は ・指定障害福祉サービスの主たる対象者 に必要になる場合は、当該変更 事前協議をお願いいたしま を特定する理由…③ に係る必要書類も添付してくだ す。) ○土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本 さい。 ○建築基準法による建築確認申請、検査 済証の写し ○防火対象物使用開始(変更)届の写し ○採光換気確認書(採光換気計算書) ○損害賠償発生時の対応方法を明示す る書類の写し ・介護給付費等算定に係る体制等に関す 【事前協議】 る届出書等関係書類…④ 利用定員の増加(※) 9 • 麥更届連絡票 ①…変更日から4週間の勤務予 ・変更届出書(様式第3号) 定表として作成 ※従たる事業所の追加によるもの ・指定に係る記載事項(付表) ②③④⑤…訓練·作業室等利用者 を除く※生活介護、就労継続支援 • 運営規程 支援を行う設備に変更がある A型、就労継続支援B型を除く ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 場合、添付が必要となる場合が $\cdots \bigcirc$ あります。 組織体制図 ※利用定員の減員について ○平面図 *利用定員の増加により、サービ は、設備等に変更がない場合、 ○事業所内外の写真…② ス管理責任者の配置が新たに必 ○居室面積等一覧表…③ ○印の提出書類を一部省略で 要になる場合は、当該変更に係 きます。(減員のみの届出に関 ○設備·備品等一覧表…④ る必要書類も添付してください して事前協議は不要ですが、 ○採光換気証明書(採光換気計算書) 設備等の変更も伴う場合は事 前協議をお願いいたします。) ○損害賠償発生時の対応方法を明示す る書類の写し ・介護給付費等算定に係る体制等に関す 【事前協議】 る届出書等関係書類 10 管理者の氏名及び住所 ・変更届出書(様式第3号) ①…すべての兼務関係を明確に ・指定に係る記載事項(付表) 記載のこと ②…3ヶ月以内に撮影した写真 ·組織体制図…① 経歴書…② データを添付 第36条第3項各号の規定に該当しな ①②③④…管理者が新たに就任 い旨の誓約書…③ する場合のみ添付

11	サービス管理責任者の氏名 住所及び電話番号 ※現在配置しているサービス管理 責任者の住所等が変更となる場合 は、変更届出書(様式第3号)及び ①②の書類を添付	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表) ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表 …① ・組織体制図…② ・経歴書…③ ・資格を証する書類の写し…④ ・実務経験証明書 ・相談支援従事者研修修了証の写し(2日間コース又は1日間コース)…⑤ ・サービス管理責任者研修修了証の写し・研修等受講誓約書…⑥ ・理由書…⑦	①…変更日から4週間の勤務予定表として作成 ②…すべての兼務関係を明確に記載のこと ③…3ヶ月以内に撮影した写真データを添付 ④…サービス管理責任者の資格要件を満たすために必要な場合に必要者が多り、一旦で表してのです。 「のこれででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一
12	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ※就労定着支援を除く	 ・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表) ・協力医療機関との契約の内容 ・事業所と協力医療機関の位置関係を示す地図等…① 	①…協力医療機関を変更する場合必要
13	提携就労支援機関の名称	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表)	*就労移行支援・就労継続支援の み
14	主たる対象者	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・指定障害福祉サービスの主たる対象者 を特定する理由…①	①…対象者を特定する場合のみ
15	運営規程 職員の職種・員数 ※直接支援職員のうち、すでに 配置されている職種の者が配 置基準内で増減する場合は、届 出不要	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 …① ・組織体制図 ・従業者の資格を証する書類の写し…② ・運営規程	①…変更日から4週間の勤務予 定表として作成 ②…資格要件の定められている 職種の場合のみ添付

	①営業日・営業時間	・変更届出書(様式第3号)	*「④事業の内容」の追加・変更
	②サービス提供日・サービ	・指定に係る記載事項(付表)	等の内容によっては、運営規程
	ス提供時間	• 運営規程	の記載に一部決まりがあります
	③利用者負担の額		ので、変更前にご相談ください。
	④事業の内容		
	(在宅支援等)		
	⑤通常の事業の実施地域		
	6		
16	その他	内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。	

[※]変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2.変更申請書の提出について・・・すべて【送付】

- (1)対象となる事業・・・「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」
- (2)対象となる申請内容
 - ①定員を増加する場合
 - ②従たる事業所を追加する場合
 - ③単位数を追加する場合(生活介護のみ)
- 以上に該当する場合は、変更日の2か月前の月末までに事前協議書類を送付し、変更日の前月10日までに「変更申請書(様式第2号)」及び添付書類一式を送付により提出してください。
- ※受付印を押印した変更申請書(様式2号)の写しを送付にて返送が必要な場合のみ、返送に必要な金額の 切手を貼った定型封筒を同封してください。(メールやFAXでの返送も可能です。変更届連絡票にてご 希望の方法をチェックしてください。)

■提出に必要な書類

- ※内容により異なります。下記を参照してください
- ※写しとなる書類には、必ず法人代表者名・登録印鑑にて原本証明を行ってください。
- ※添付書類の指定にかかる記載事項(付表)については、実施している事業によって異なります。

	変更する事項	添付書類	留意点
1	・従たる事業所の追加・単位数の追加(生活介	・変更届連絡票、 ・ 変更申請書(様式第2号)	*事前協議が必要です。
	護のみ)	・指定に係る記載事項(付表)	①…資格要件の定められている職種分
		・運営規程	のみ添付
		・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	②…従たる事業所を追加する場合必
		• 組織体制図	要。その際、主たる事業所及び協力
		・従業者の資格を証明するもの…①	医療機関との位置関係も示してくだ
		・事業所の平面図	さい
		・事業所内外の写真	③…対象者を特定する場合は必要
		・居室面積等一覧表	④⑤⑥⑦…従たる事業所を追加する場
		・設備・備品等一覧表	合、単位数の追加で新たな区画の指
		・案内図…②	定を取る場合に必要
		・指定障害福祉サービスの主たる対象者を	
		特定する理由…③	*サービス管理責任者の配置が新たに
		・土地・建物の賃貸契約書又は登記簿謄本	必要になる場合は、当該変更に係る
		4	必要書類も添付してください
		・建築基準法による建築確認申請、検査済 証の写し…⑤	
		・防火対象物使用開始(変更)届の写し	
		(6)	
		・採光換気証明書(採光換気計算書)⑦	
		・損害賠償発生時の対応方法を明示する	
		書類	
		・介護給付費等算定に係る体制等に関する	
	【送付(事前協議)】	届出書等関係書類	

	変更する事項	添付書類	留意点
2	利用定員の増加(単位数の追加や、従たる事業所の追加によらない場合)	・変更届連絡票 ・変更申請書(様式第2号) ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 …① ・組織体制図 ・平面図 ・事業所内外の写真…② ・居室面積等一覧表…③ ・設備・備品等一覧表…④ ・採光換気証明書(採光換気計算書)…⑤ ・損害賠償発生時の対応方法を明示する 書類 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する 届出書等関係書類	*事前協議が必要です。 ①…変更日から 4 週間の勤務予定表として作成 ②③④⑤…訓練・作業室等の区画に変更がある場合は必要 *サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付してください

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。